

三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加
お待ちしております！

埼玉県社会保険推進協議会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内
三郷市社会保険推進協議会
〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付

No.21
2012年6月28日発行



6月19日の原告本人尋問終了後 原告弁護団にお礼をいう 原告ご家族（手前）

2011年8月31日の第20回は、裁判官の構成が変わったため、弁論更新手続きが行われ、その日裁判長より和解の話があり、その後、2012年4月18日の和解協議までの7回行われました。原告弁護団は、裁判所からの積極的な和解

二〇一二年九月から
和解協議、
原告本人尋問に至る
この間の経過

2011年8月31日の第20回は、裁判官の構成が変わったため、弁論更新手続きが行われ、その日裁判長より和解の話があり、その後、2012年4月18日の和解協議までの7回行われました。原告弁護団は、裁判所からの積極的な和解

以下、原告の思いのこもった和解条項（案）に関する意見「を掲載します。」

原告は、平成24年3月22日付け和解勧告における和解条項（案）について、公正な解決に向けたこれまでの裁判所のご尽力で

以下、原告の思いのこもった和解条項（案）に関する意見「を掲載します。」

「夫は白血病で、今も命に関わる重い病気と闘っています。そんな状態の夫が、この裁判の原告になることを決意したのは、生活保護の仕事をしている役所の方々が、この裁判を通して、苦しんでいる人たちに救いの手をさしよる優しいさを取り戻して欲しい、これからは、私たちと同じような辛い目に遭わせないで欲しい、と思っ

三郷生活保護裁判は、三郷市を相手に、生活保護の申請を拒否され続けたご家族が国賠訴訟の提起をし、2007年10月31日、さいたま地裁第1回口頭弁論が開始されて以降、21回の口頭弁論が行われました。2011年8月31日の第20回は、裁判官の構成が変わったため、弁論更新手続きが行われ、その日裁判長より和解の話があり、その後、和解協議が7回行われましたが、原告の納得いくものではなかったため、和解協議を打ち切り、2012年6月19日原告本人尋問が行われました。支援者のみなさまには、和解協議が非公開であったうえに、原告本人尋問の傍聴を十分にお呼びかけできず申し訳ありませんでした。このあと、年内結審に向かうと考えられ、改めて最後までのご支援を訴えます。

三郷生活保護裁判再開、 原告本人尋問終わる

の申し入れに対し、受け入れ、協議を行ってききました。当初、三郷市は、和解協議に応じず、早期に裁判が再開されるものと考えていました。したが、裁判所の積極的な和解協議が続き、第7回まで行われたものです。しかし、裁判所から示された和解案について、原告側は納得がいかず、原告ら訴訟代理人弁護士から4月18日の第7回の和解協議に「和解条項（案）」に関する意見「を、提出し、和解協議は終了しました。以下、原告の思いのこもった和解条項（案）に関する意見」を掲載します。

謝意を表するとともに、僭越ながら、下記のとおり意見を述べる。
記
「夫は白血病で、今も命に関わる重い病気と闘っています。そんな状態の夫が、この裁判の原告になることを決意したのは、生活保護の仕事をしている役所の方々が、この裁判を通して、苦しんでいる人たちに救いの手をさしよる優しいさを取り戻して欲しい、これからは、私たちと同じような辛い目に遭わせないで欲しい、と思っ

ある。残念ながら、吉田伸二は判決を待つことなく白血病で早世したが、その遺志は原告らに引き継がれている。本件訴訟提起の直前には、北九州市で生活保護を打ち切られた52歳の男性が餓死するという事件が発生した。餓死した男性は「法律はかざりか」と日記に書き残して亡くなった。「『法律はかざりか』。これは、北九州市で餓死した男性の声であるとともに、吉田さん一家の声であり、そして、行政の違法な対応によって生活保護を受けることができない、貧困に喘ぐ全国の人の声でもあります。私たちは、この裁判を通じ、裁判所が『法律は決して飾りではない』ことを宣明し、同様の違法行為が繰り返されることを抑止し、貧困に喘ぐ人の希望となることを望みます。」(平成19年10月31日付け原告訴訟代理人吉廣慶子

の意見陳述)。これが、原告らがこの訴訟にかけた願いであり、今も、変わりはない。然るに、被告は、当初から原告の主張を全面的に争い、和解協議においても、原告らに甚大な精神的苦痛を与えたことについての謝罪の意思を示すことを拒否し、申請権の保障を実効化する方策として申請書をカウンタに備え置くことも拒否するなど、これまでの被告の対応には、まったく誠意を感じる事ができない。今回、裁判所からの和解勧告を受け、あらためて原告ら本人及び代理人らにおいて、最終方針について協議したところであるが、提示された和解条項(案)からは、被告の真摯な反省に基づく謝罪と再発防止に向けた積極的な意思を汲み取ることができず、原告らがこの訴訟にかけた願いや、亡くなった吉田伸二の

遺志に適う内容には程遠いものであると言わざるを得ない。先般、札幌市白石区では、生活保護の申請に行った40代の姉妹が、仕事がないと言っているにもかかわらず「懸命なる就職活動を求め」られ、3回に渡り生活保護の申請させてもらえず餓死するという事件が発生している。同区では、25年前にも、同様の餓死事件が発生している。このような過ちは繰り返されてはならない。憲法25条及び生活保護法は決して飾りではない。以上

した。そこで、原告本人尋問は、本人の負担を最小限にする配慮から、傍聴者を絞ることとなり、支援する会の事務局対応とし、広く傍聴を広げないこととしました。本来であれば、裁判のヤマ場となる本人尋問でしたが、支援者のみなさまには、申し訳ありませんでした。

原告が宣誓を行ない、本人尋問が開始されました。最初は、原告弁護団からの尋問、次に被告側弁護士、最後に裁判官からの質問がされ、およそ二時間におよぶ尋問が行われました。途中、被告側弁護士の質問中、原告は体調を崩し、休憩をとって最後まで尋問に耐えました。

原告らの意向の反映しない和解(案)であったため、最終的に、裁判が再開されることとなりました。原告本人は裁判中に最愛の夫を失うということなど精神を病む状況にありま

した。そこで、原告本人尋問は、本人の負担を最小限にする配慮から、傍聴者を絞ることとなり、支援する会の事務局対応とし、広く傍聴を広げないこととしました。本来であれば、裁判のヤマ場となる本人尋問でしたが、支援者のみなさまには、申し訳ありませんでした。

原告が宣誓を行ない、本人尋問が開始されました。最初は、原告弁護団からの尋問、次に被告側弁護士、最後に裁判官からの質問がされ、およそ二時間におよぶ尋問が行われました。途中、被告側弁護士の質問中、原告は体調を崩し、休憩をとって最後まで尋問に耐えました。

原告が宣誓を行ない、本人尋問が開始されました。最初は、原告弁護団からの尋問、次に被告側弁護士、最後に裁判官からの質問がされ、およそ二時間におよぶ尋問が行われました。途中、被告側弁護士の質問中、原告は体調を崩し、休憩をとって最後まで尋問に耐えました。

生活保護バッシングを追い風に、扶養を生活保護開始の条件とする法改悪をねらうことなど、受給抑制を促す流れがおきています。三郷生活保護裁判は、行政の受給抑制策をただす裁判であり、原告の勝利判決をとることは、今のこの情勢で極めて重要です。年内に結審になるかもしれない状況であり、次回の裁判傍聴と、改めて公正な判決を求め「新しい署名」に取り組みます。この間の和解協議でお知らせを十分にできなかったこととお詫びし、最後の最後まで支援を改めてお願い致します。原告尋問については、報告書という形式でお知らせします。別文書となりますのでご覧下さい。

6月19日原告尋問 緊張に耐え 尋問に答える

2012年6月19日、さいたま地裁502法廷にて、三郷生活保護裁判第21回口頭弁論が行なわれました。今回は本人尋問を行なうため、原告の体調と精神状態を考慮して傍聴席18席のみの小さな法廷で、衝立(証人が傍聴者から見えないようにするもの)も用意して行なわれました。裁判冒頭、証言席が傍聴席から見えないように衝立が設置され、



今後の支援のお願い 裁判傍聴と新しい署名

芸能人の母親の生活保護受給に端を発した

今後の裁判について

次回裁判期日は、二〇一二年七月十日(火)の弁論準備期日で決まります。

決まりましたら、埼玉社保協のホームページにアップします。七月十七日以降ご確認下さい。また、新しい署名もホームページから取れます。